

SBTi ネットゼロスタンダード Ver.2.0 改訂案の解説

KPMGあずさサステナビリティ株式会社

GHG排出量削減目標の国際的なスタンダードであるSBTの、新しいネットゼロスタンダードのドラフトが2025年3月にリリースされました。本稿では、改訂案の内容について解説します。

パリ協定が求める水準と整合した温室効果ガス排出量削減目標であるSBT（Science Based Targets：科学的根拠に基づいた温室効果ガス排出削減目標）は、今や10,000社以上の企業が認証を取得またはコミットメントをしている、企業の排出量削減目標設定における国際的なスタンダードとなっています。

このSBTの認定基準を作成するSBTi（SBTiイニシアティブ）が、2025年3月18日にネットゼロ基準の改訂版となる「SBTi CORPORATE NET-ZERO STANDARD Version 2.0」のドラフトを公表しました。現行基準は「Ambition」つまり、パリ協定に基づく野心的な削減目標の導入に力点が置かれた内容でしたが、今回のVer2.0の改訂案では削減目標の進捗、評価、目標達成の説明責任を強化する「Progress」に軸足を置く内容となっています。

これは、現行基準を発表した2021年以降に排出量削減目標に求められるフェーズの移行が進み、企業に対して目標設定だけではなく、削減の実現に向けたコミットメントがより厳格に求められている現状を反映したことが読み取れます。

今回はこのネットゼロ目標基準の改訂案の概要と、今後の削減目標設定において企業に求められるポイントを解説します。



町田 綾
KPMG あずさサステナビリティ
株式会社
マネジャー

目次

- 1 ネットゼロ目標基準改定の背景
- 2 改訂のタイムライン
- 3 改訂案における主要な変更点
- 4 企業が申請において考慮するポイント
- 5 おわりに

1. ネットゼロ目標基準改訂の背景

SBTiは2025年10月に「SBTi CORPORATE NET-ZERO STANDARD」を公表し、企業が遵守すべきネットゼロ目標の定義を明確に規定しました。このネットゼロスタンダードは、SBTiが考える真のネットゼロ目標が充足すべき条件を科学的根拠に基づき示した内容となっており、目指すべきネットゼロ目標（短期目標、長期目標）の条件・定義や、長期目標を達成しても残る残余排出量に関する考え方を示しています。ネットゼロ目標の目標年である2050年には残余排出量が10%になるまで削減することが必須となっており、残余排出量を削減するための炭素除去やカーボン・クレジットへの投資の必要性が打ち出されました。

今次の改訂では、SBTiが依拠する気候変動科学の根拠であるIPCCの第六次統合報告書の反映にとどまらず、ネットゼロ実現に向けた取組みの具体化、特に企業にとってスコープ3の削減に向けた考え方の変更や、進捗評価重視への方向転換など、包括的な変更が提示されています。特にビジネス界から強い要請のあった削減目標実現にむけたEACsやカーボン・クレジットの活用の是非についてはSBTi内でも活発な議論がなされました。SBTiは、2024年4月に改訂の方向性としてスコープ3排出量に対するカーボン・クレジットやEACsなどの環境属性証明書によるオフセットの活用拡大を発表しましたが、この発表はSBTi内部で激しい反発を招き、結果的に改訂案のリリースの遅延やCEO交代劇を引き起こすほどに議論が紛糾しました。EACsの活用はスコープ2およびスコープ3において限定的に認められることになりましたが、焦点になっていたスコープ3排出量に対するクレジットによるオフセット活用は、現行基準同様に目標達成においては認めないという結論が明確に示されています。

SBTiのネットゼロに対する考え方の整理が進み、ネットゼロ目標達成に向けた実践が不可避となる、企業にとって大きな影響のある改訂案となっています。

2. 改訂のタイムライン

新基準は2027年の正式適用開始に向けたスケジュールで進行中です。2025年中に実施される2回にわたるパブリックコンサルテーションを経て2025年に最終承認、2026年に改訂の最終版がリリース予定となっています。

なお、2025～2026年に削減目標の認定を受けた企業に対し、スコープ3目標を新基準と整合させるためのパスウェイが提示される予定です。併せて、短期目標の認定を取得済み企業に対しても新基準に基づく目標更新プロセスも提供予定となっています。

それでは次の章から、主要な変更点についてみていきます。

3. 改訂案における主要な変更点

目標設定後の削減目標達成やその進捗に重きを置いた今回の改訂案では、説明責任の確立、成果の認知、継続的な改善を示すことを目的に、以下4つがSBTiによる主要な変更点として提示されています。

- Company Categorization/企業カテゴリの導入
- New Validation Model/新しい検証モデル
- Enhanced Target-Setting Framework/目標設定フレームワークの強化
- BVCM and Addressing Residual Emissions/BVCMと残余排出

(1) 企業カテゴリーの導入

新興国に所在することや企業規模によるキャパシティの問題によって目標設定や目標達成が困難になる局面を回避すべく、企業区分に応じて要求内容を変え、あらゆる企業にとって活用しやすい基準となることを目的としています。SBTiは今回の改訂でSBTi下の他の基準や関連する外部の枠組み・基準・規制などとの関係を明確にし、かつ相互運用性の確保も目的としています。企業カテゴリーの導入も、EUにおけるサステナビリティ情報開示であるESRSにおける企業区分別の開示要求事項への差分設定に足並みを揃え、包括的でグローバルに適用可能な枠組みへの転換を示しました。

改訂案の区分は、企業をカテゴリA（大企業・高所得地域）とカテゴリB（中小企業・低所得地域）と二分し、カテゴリA企業にはすべてのクライテリアに準拠することを求める一方、カテゴリB企業へは一部項目を任意準拠にとどめています。大企業にとってはより大きな責任が求められ、新興国に所在する企業や中小企業などカテゴリBに区分される企業へは、リソースに応じた柔軟な取組みが許容されています。

なお、「高所得国」にカテゴリAされる日本では、従業員数250人未満の企業のみがカテゴリBに該当し、多くの企業はカテゴリA企業となります。

(2) 新しい検証モデルの導入

目標の進捗管理と評価にかかるフレームワークが更新され、進捗管理のプロセスのガイドが提示されました。これまでは目標設定から認証、目標の更新およびその後のコミュニケーションのプロセスにとどまっていたが、改定案ではその後の削減の実行や進捗評価など、目標に関するすべてのプロセスが設定されています。

現行基準では、目標設定を申請時に提出することのみが必須事項となっており、目標申請時の情報をもとに検証がなされ、認証を得るというプロセスです。目標が認証された後の削減目標に対する進捗管理はSBTiによってはコントロールされておらず、認証取得企業が自主的に5年ごとの自己評価および目標更新を行う形となっています。

改訂案で示された新しい検証モデルは、SBTi審査への準備が整っているかを確認する、申請時のスクリーニングの「エントリーチェック（Entry Check）」、エントリーチェック後12ヵ月以内（カテゴリA企業の場合）に実施が求められる「初回検証（Initial Validation）」、設定された目標の進捗を評価する「再検証（Renewal Validation）」、その他に検証のプロセスごとに求められるクライテリアを満たしているかを評価する随時検査の「スポットチェック」が実施されることも明示されています。更に、進捗評価時に基準年排出量に対する5%以上の変化が生じた場合は再度目標設定を見直すことを求めるなど、精緻な目標管理を求めています。改訂案ではこのように、目標設定から検証までのプロセスに加え、その後の削減の進捗や評価を含めたプロセスの確立がなされました。

目標の進捗評価を検証する第三者機関の担い手や、各プロセスで基準を充足しなかった場合の取扱いなど詳細は改訂案では示されていません。進捗評価の可視化に軸足を置いたこれらの変更は、企業に課す説明責任の強化が背景にあり、これまで以上に信頼性のある気候変動対策を企業に求めるSBTiの姿勢が最も明確に表れている改訂箇所となっているのではないのでしょうか。

(3) 目標設定フレームワークの強化

目標設定の考え方も更新されました。企業の脱炭素化において、バリューチェーンの排出削減は最も大きな課題の1つです。SBTiの調査によると、企業規模に関わらず過半数以上の企業で、スコープ3がネットゼロ達成の大きな障害になっていると考えています。

ネットゼロ達成を推進するSBTiにとってスコープ3排出削減目標達成の実効性を高めることは重要な課題であり、目標設定および削減達成へのアプローチを従前より模索していました。具体的にはバリューチェーン排出量にかかる目標設定や進捗報告、管理が大きな課題でした。今回の改訂ではネットゼロ目標達成のため、排出削減が困難なバリューチェーンの排出量であるスコープ3の排出削減目標設定アプローチの変更に加え、スコープ1、2にも変更が及んでいます。これらの変更は透明性の強化、つまり、より明確に特定された排出源ごとの削減に取り組むことで排出における責任の所在を明らかにし、またその排出量削減の優劣を明確につけた取組みを促すことで、実効的な削減目標を設定することへの変換を図っています。

①スコープ1削減目標

大きな変更点の1つにスコープ1、2を分離した目標設定の義務化があります。現行基準ではスコープ1と2は合算した目標設定が許容されていましたが、改訂案ではスコープ1と2のそれぞれの削減目標を設定し達成することを求めています。これまで多くの企業がスコープ1とスコープ2を合算した目標を設定し、その削減においてはスコープ2に依拠する計画を立案している企業も少なくないかと思います。しかし今回の改訂でスコープ1とスコープ2の削減目標を別々に設定することが必須になると、再エネ導入や証書活用など比較的容易に取り組める経済的手法を活用した削減手法はスコープ2の目標達成にのみ適用となるため、企業にとってはスコープ1にフォーカスした新たな削減施策の立案が求められます。

また、バウンダリにおけるカバレッジの変更も大きな変更点の1つです。これまでは排出量の5%を閾値とする除外が許容されていましたが、カバレッジが100%へ引き上げられていることに留意が必要です。

②スコープ2削減目標

スコープ1と同様にバウンダリにおけるカバレッジが100%へ引き上げられている点が企業にとって大きなインパクトになると思われます。そのほか、スコープ2の目標設定案として、ロケーション基準排出量に基づく削減目標の設定の義務化、さらにそこにマーケット基準の削減目標またはゼロカーボン電力目標のいずれかを追加で設定することを求めています。後者のゼロカーボン目標とは、原子力発電を含むゼロカーボン電力の調達量を基準年から目標年まで直線的に増加させていく手法を用いて電力のゼロカーボン化を達成する目標設定です。SBTiでは電力セクターは2040年において排出ゼロになるとされているので、2040年までに電力セクターの努力によりすべての電力がゼロカーボン化している場合には、自社での削減努力の如何によらず達成可能な目標となり得ます。また、PPAなどの契約的手法によりゼロカーボン電力または低炭素エネルギーを調達する場合は、トレーサビリティによる信頼性の確保を要求しており、自社敷地内にある発電設備からの供給であるオンサイトPPA、または時間単位でのトレーサビリティの確保および電力網（グリッド）という、時間と地域性の両面の一致が裏付けされたオフサイトPPAによる調達を求めています。

多くの企業は現在、スコープ2排出量の削減に非化石証書や再生可能エネルギー由来の電力の購入などの手法を用いることを計画しているかと思われます。その場合、実際の電力使用量は増加していてもスコープ2排出量削減目標の達成が可能です。今回の改訂案は全カテゴリーの企業共通でロケーション基準排出量に対する削減を必須事項として求めており、需要家たる企業側は環境価値を用いた削減に依拠しない、実使用量ベースでの削減が求められるとともに、電気事業者側においても排出係数を限りなくゼロにするという系統電力単位での削減努力も同時に求められている点が重要なポイントです。今後は、単に再生可能エネルギー由来電力の調達や非化石証書を購入するだけではなく、エネルギー使用量そのものの削減がより一層求められることになります。

SBTiは2050年ネットゼロ達成時においてもスコープ1にはどうしても削減できない残余排出量の存在を許容しています。しかし、スコープ2については2050年までにネットゼロとすることを求めており、残余排出量は許容されていないため、スコープ1の残余排出量に対する除去目標設定による中和への取組みや、スコープ3に対するBVCM（バリューチェーン外の緩和）など技術的または経済的な代替手段によるネットゼロ化は提示されていません。

③スコープ3 削減目標

スコープ1、2でもカバレッジの変更はありましたが、スコープ3でも同様に削減目標のターゲットバウンダリの変更が大きなポイントとなっています。これまではスコープ3排出量が排出量全体の40%を超える場合に目標設定を求め、そのバウンダリはミニマム67%という定量のカバー率が示されていました。改訂案では、この閾値の設定は削除され、新しいターゲット設定方法が示されています。

改訂案のバウンダリの考え方は、定量でのカバー率を基礎とせず、企業のバリューチェーンにおいて最も関連性の高い排出源に重点を置くこととされています。具体的には、排出量合計の5%以上を占めるカテゴリ（Significant categories）は重要とみなしバウンダリに含めること、加えて、バリューチェーン全体のなかで排出強度の高い活動（Emission-intensive activities）が排出量全体の1%もしくは10,000 t-CO₂eを超過する場合も含めるといった、排出源の重要性・関連性にフォーカスした目標設定を提案しています。この考え方にに基づきバウンダリを設定した場合、多くのセクターではカバー率が90%超となることがSBTiの調査結果として示されています。定量ではなく排出源にフォーカスするという変更点は企業の削減活動に大きな影響を与えることが予想され、自社の排出源の特定のためにバリューチェーンのより詳細な理解、サプライヤーを巻き込んだ実効性のある削減方法の検討が必要になります。

一方、目標設定方法にはオプションが追加されました。これまでの総量目標やセクター別原単位目標に加え、アライメントメソッド（Alignment method）による目標設定が3つ目のオプションとして提示されています。このオプションでは、スコープ3削減に必要なバリューチェーンにおける排出源の特定・追跡が企業にとってハードルが高いことを考慮し、エネルギー効率化などによる直接的なスコープ3削減が困難な場合は、総量ベースや排出原単位ベースなど排出量に基づく削減目標ではなく、ネットゼロの考え方と整合した製品・サービスの調達比率や収益比率の達成目標の設定により、企業のスコープ3削減への評価を行うという新たな選択肢を提示し、SBTiのスコープ3削減に対する企業努力に寄り添う姿勢を示しています。この達成の進捗をサプライヤーエンゲージメント目標として、スコープ3排出量削減目標を代替する目標とすることになります。

またスコープ3特有の課題であるデータクオリティへの配慮もなされています。スコープ1、2と比較しスコープ3はデータの精度が劣後する 경우가多く、企業の削減努力が反映しづらく、削減の成果や進捗を示しにくいという課題があります。そこでSBTiは、進捗の裏付けの緩和措置として、削減対象となるバリューチェーン内の排出源の特定が困難な場合は、その排出を排出源単位ではなく、対象となる製品や原材料などの主要な供給エリア単位というハイレベルで捉えることを「活動プール（activity pool）」単位でのトレーサビリティとして許容し、目標の裏付けに柔軟性を持たせています。そして、目的を達成するための手段として、間接的な削減を一時的手法として許容しています。間接的な削減手法としてはSAF証書などのbook-and-claim commodity certificatesの活用が暫時的手法として示されていますが、間接的な削減として許容される削減手法の「品質」やその「一時性」は今後詳細化されるとし、具体的な基準は示されていません。

スコープ3の目標設定においては、対象範囲の拡大を求めつつも削減に向けた企業の課題感への理解を示し、そして削減量を実績ベースではなく削減へのアプローチベースで評価を行う姿勢を示すという点は、スコープ3に対する考え方に大きな変更がなされたと言えるでしょう。

(4) BVCNおよび残余排出

BVCN（バリューチェーン外の緩和）とは、企業がネットゼロへの移行期間中に依然として排出される温室効果ガス（GHG）に対して責任を持ち、気候への悪影響を補うための取組みを指します。クレジット購入によりバリューチェーン外の排出削減に貢献するBVCNへの取組みはこれまでも推奨事項とされてきましたが、推奨のみで具体的な評価対象ではなかったこともあり、積極的な取組みを行う企業は限定的でした。改訂案では、企業がBVCN活動を行った場合に「任意のリーダーシップ行動」として正式に認識し、BVCNへの投資を評価する方針を明確にしました。これは企業に対して強いインセンティブを与えることとなり、バリューチェーン外への資金投入が排出量の可視化と削減意識の向上を促進する重要な施策になることが期待されます。

改訂案ではBVCNの手段として高品質なカーボン・クレジットの購入が例示として挙げられていますが、スコープ3のオフセット活用においてクレジットは信頼性の観点で活用が見送られた経緯もあります。どのようなクレジットがBVCNとして許容されるのか現段階は不明で、パブリックコンサルテーションを経た明確化が望まれます。

4. 企業が申請において考慮するポイント

では次に、新たにSBTi認証取得や更新を検討中の企業が、新基準に基づく申請にあたり考慮すべきポイントについてご説明します。

(1) 除外

多くの企業にとって改訂案に基づく申請における大きなハードルとなるのが、目標申請における排出量の除外が一切認められなくなったという点になると考えます。目標範囲ごとのバウンダリ拡充により、現行基準で許容されていた最大5%の除外が、改訂案では一切認められていません。これまではデータクオリティや算定方法に課題があるもの、削減が困難なことが想定されるものなどは企業の判断により5%以内であれば除外とすることが可能でした。しかし改訂案では除外が許容されず、GHG排出インベントリにあるすべての排出量を算定し、削減の範囲とすることを求めています。企業にとって申請や実際の削減活動における実務的な負担が大きくなることが予想されます。

(2) 基準年の選択

現行基準では2015年以降の年から任意で選択可能でしたが、改訂案では申請前の直近3年からの選択へと変更になりました。これは目標の野心を最大化するため、基準年を古い年度とすることで削減量を最小化させようとする恣意的な年度選択を回避することを目的としています。これにより、現行基準より高い削減率が求められる可能性が高まりますので、削減目標の設定には留意が必要です。

(3) 第三者保証

企業の主張の透明性をより高めるため、スコープ1、2およびスコープ3のGHG排出インベントリに対する第三者保証の取得が、カテゴリA企業への義務として提言されています。保証の範囲は基準年および目標年の最終実績となるスコープ1、2排出量およびスコープ3の排出源とされ、独立性のある第三者機関による限定的保証、かつその保証は国際的に認められた保証基準に準拠していることが求めています。目標申請フォーム上において第三者保証の有無を問う設問は2023年より導入済みでしたが、保証取得の義務化に伴う論点は、保証取得を踏まえた認証取得計画、その他サステナビリティ情報開示に求められる制度保証との差異など、多岐にわたることが予想されます。

(4) 気候移行計画

進捗報告の信頼性を高める材料として、気候移行計画の開示が提示されています。これは今回の改訂案からの新しい要求事項であり、削減目標の認定を取得後12ヵ月以内に2050年のネットゼロ達成に向けたロードマップを含む気候移行計画を公表することを求めています。SBTiによる気候移行計画の定めは問わず、2024年にIFRS財団に移管されたTPT (Transition Plan Taskforce) や、法域の移行計画の開示基準やフレームワークをベースにすることを推奨しています。気候移行計画の公表を必須とするか推奨事項とするかはパブリックコンサルテーションでの協議事項となっています。気候移行計画の策定においても重要な要素である削減目標の設定において、これまで以上にSBTiが定める定義や要件を理解した上で対応する必要があるでしょう。

5. おわりに

投資家をはじめとするステークホルダーは、GHG排出量削減目標達成の蓋然性を図るための判断材料をより明確に要求しています。SBTiによる今次のネットゼロ目標設定にかかる改訂案は、世の中の要求や企業の課題解決の一助となり得る、多くの指針・考え方を新たに示すものと考えます。

改訂案に基づく削減目標設定において企業に求められているのは、目標を達成するための計画が実行性を有していることを明確に示すことです。改訂案には、特定された目標の設定、データクオリティや保証による透明性の向上、資金的な計画も含めた移行計画の開示など、目標達成の確度を高める要素が多く含まれており、目標達成の実効性を確認するために行われる検証は、これまで以上に厳格になることが想定されます。SBT認証取得という実務対応では、提示されている定義や要件への理解を深めることが肝要です。

企業には削減の実効性など気候変動対応活動の在り方そのものの再検討が求められています。一方、改訂案では大きな方向性や枠組みは示されたものの、その実効性を担保する詳細なスキームは明らかになっておらず、パブリックコンサルテーションを通じた深堀や精緻化が望まれます。

編集・発行

KPMGサステナブルバリューサービス・ジャパン

KPMGあずさサステナビリティ株式会社

sustainable-value@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2025 KPMG AZSA Sustainability Co., Ltd., a company established under the Japan Companies Act and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.